

# 周波数変換器(インバータ等)を輸出する際には許可申請が必要になる場合があります！

## ■外為法（「外国為替及び外国貿易法」）の改正時期

外為法（「外国為替及び外国貿易法」）の改正により、**2013年10月15日**から施行されました。

核不拡散体制の強化の観点から1978年に設立された原子力供給国グループ（NSG）では、「ガイドライン」に基づいて輸出管理が実施されています。このNSGガイドラインに沿った輸出管理は、我が国国内法上、外為法及びその関連政省令等により履行されています。

今般、このNSGガイドラインの対象品目が改定され、外為法及びその関連政省令等も改正されました。

## ■FAQ（よくある質問と回答）

Q.1：どのようなインバータが規制対象になるのですか？装置に組み込まれたインバータも規制対象ですか？

A.1：周波数が600Hz以上出力可能なインバータが規制対象となります。  
対象製品については、各インバータメーカーにご確認ください。

Q.2：該当するインバータを装置の交換部品として単品で輸出する場合はどうなりますか？

A.2：輸出許可が必要です。

Q.3：インバータ用交換部品を輸出する場合はどうなりますか？

A.3：周波数を600Hz以上出力可能にするプログラムを搭載した基板等は、輸出許可又は役務取引許可が必要です。ただし、該当しないインバータと共通な部品（例：冷却ファン）は非該当となります。

Q.4：改正前に購入した該当するインバータも規制対象ですか？

A.4：購入時期にかかわらず、規制対象となります。

Q.5：許可申請（個別）は、どこに申請するのですか？

A.5：仕向地によって、申請窓口が異なりますので、経済産業省安全保障貿易審査課にご相談ください。  
申請手続きについては、経済産業省のWEBページを参照ください。  
URL：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>

（個別）許可申請		（2014年1月現在）	
仕向地	要件	提出書類	申請窓口
い地域①：ホワイト国27か国	輸出令第2項（8）口に該当	A	経済産業局
い地域②：トルコ、ブラジル、南アフリカ、ルーマニア、ロシアなど15か国	輸出令第2項（8）口に該当	B1	経済産業局
い地域① 又は ②	上記を除く	B1	経済産業省本省
ろ地域：中国、アルジェリア、イスラエル、インド、インドネシア、メキシコなど		C	経済産業省本省



一般社団法人日本電機工業会

〒102-0082 東京都千代田区一番町17番地4 TEL (03) 3556-5885

URL <http://www.jema-net.or.jp>